

◀◀ 学生証(身分証明書・図書利用カード)

学生証は、みなさんが本学の学生であることを証明する身分証明書です。教職員から呈示を求められたらいつでも呈示できるよう、常に携帯してください。(学生規程第3条)

1. 学生証番号(学籍番号)の見方

学生証番号は学籍番号と兼ねており、次のとおり(例)に表され、卒業時まで変わりません。それぞれ次のような意味があります。

(例)

2 2 F 0 0 1

入学年度	学科	個人番号
	専攻科	

アルファベットと学科・専攻科の対応

食物栄養学科	F	-	Food and Nutrition
幼児教育学科	C	-	Early Childhood Education and Care
経営情報学科	M	-	Management and Information
健康福祉学科	W	-	Social Care and Welfare
専攻科食物栄養専攻	A	-	Advanced Course of Food and Nutrition

2. 学生証に関する注意

学生証は、他人に譲渡または貸与してはいけません。

学生証を汚損したり紛失や盗難にあった場合は、ただちに学生支援課に届け出て再発行の手続きをしてください。

学生証は、卒業・退学等で学籍を離れたときは、すみやかに学生支援課に返却してください。

◀◀ 担任とクラス委員

1. 担任

本学には、学級担任制が設けられています。担任は学生生活全般の相談・助言にあたっています。

2. クラス委員

各クラスに委員2名をおいています。クラス員の互選で選出され、担任及び各部事務室との連絡やクラスのとりまとめにあたっています。委員は学期(前期・後期)ごとに選出します。

3. その他の委員(クラス役員)

クラス委員の他に、クラス委員を補佐し、学生会との連絡や学生会活動の実務にあたる以下の委員がいます。

クラス役員	役 割	対応する委員会 または学生会組織
総 務 委 員 員	学生生活の問題提起・学生会との連絡・大学祭の運営・ ボランティア活動の啓蒙推進 学生会長選挙の管理運営	総 務 委 員 会 選 挙 管 理 委 員 会
機 関 誌 委 員 員	学生会機関誌「彩」の編集	学生会書記・渉外
大 学 祭 実 行 委 員 員	大学祭の企画・運営(模擬店等の企画)	大学祭実行委員会
ア ル バ ム 委 員 員 (2 年 生 の み)	卒業アルバム編集	学生会書記・渉外

◀◀ 伝達・連絡

学生のみなさんへの伝達・連絡は、印刷物によるもの以外は、すべて掲示によって行います。
(学生規程第20条)

1. 掲示

毎日の登下校時には必ず掲示板を見てください。一度掲示された事項は、すべて学生に周知されたものとして扱います。それらを見落としたために、何らかの不利益が生じても、学生自身の責任になるので十分注意してください。

掲示場所

- ・ 掲示板(学生部・教務部・図書館).....G 館ロビー
- ・ 学生会掲示板.....G 館学生ホール
- ・ 各学科掲示板.....学科所定場所

2. 学内放送・メール配信

緊急の連絡事項がある場合は、学内放送または学内メールの配信にて行います。

3. 電話による呼び出し

学外からの電話による呼び出し等には、緊急を要する場合(死去、危篤、事故、災害など)以外は、一切応じません。

◀◀ 通 学

1. 公共交通機関

登校・下校時には、本学と富山駅・小杉駅間に直通バス(富山地方鉄道)が運行されています。運行時間に変更がある場合は、学生掲示板に掲示します。

2. 自家用車での通学

本学の学生駐車場を利用するときは、駐車場利用許可証が必要です。

【駐車場利用許可証交付要件について】

交付は、原則として2年生を優先します。ただし、1年生であっても次の条件を満たす者は学生支援課に申し出てください。

特別に車で通学しなければならない理由がある者。

専攻科食物栄養専攻・社会人及び学卒者等で入学した者。

【駐車場利用許可証交付申請について】

申請条件

免許を取得してから4ヶ月以上経過し、任意の自動車保険に加入している者。

〈申請条件〉

毎年1月に次年度の許可証交付受付の通知を掲示をしますので、「学生駐車場利用許可願」を定められた期間内に学生支援課へ提出してください。

本学の実施する「交通安全講習会」を受講した者に許可証を交付します。ただし、本学駐車場の収容台数に限りがありますので、許可されない場合があります。

許可証の有効期間は、許可年度末までの1年更新とし、

【注意事項】

駐車する際は必ず許可証をフロントガラスの外から見える場所に呈示してください。

本学駐車場での駐車中に、盗難あるいは事故などにより損害が生じても、大学は一切その責任は負いません。

万一事故を起こしたときは、直ちに学生支援課に連絡してください。

路上駐車及びキャンパス内での無断・無許可駐車は、絶対にしないでください。

無断駐車した学生は「学生駐車場利用許可願」を申請しても、認可できない場合があります。

3. 自転車での通学

自転車通学を希望する学生は学生支援課主催の講習会を受講後、許可証(シール)を受け取り自転車に貼付してください。許可証は年度毎に更新となりますので、希望者は年度始めに学生支援課にて登録手続きをおこなってください。

自転車は鍵を掛けて、必ず短大指定駐輪場に置いてください。なお、駐輪場での盗難・破損に関しては、短大は一切責任を負いません。二重ロックなど、各自で責任を持って施錠してください。駐輪場に長期放置している自転車については、短大側で強制撤去しますのでご注意ください。

自転車で走行中に他人にケガをさせると、多額の賠償金を請求されることがあります。このような場合に備えて、任意の学生総合保険への加入をお勧めします。

◀◀ 学割証発行

学割証(学生旅客運賃割引証)は、JR等を利用して、片道100kmを超えて乗車するときに利用できます。(普通乗車運賃が2割引となる)

「学割証発行願(旅行届)」に必要事項を記入のうえ、使用日の3日前までに申し込んでください。

(学生証の呈示及び印鑑必要)

<使用上の注意>

- ・学割証の有効期限は、発行日より3カ月間です。

◆◆ 通学定期券購入

あいの風とやま鉄道とJRの通学定期券を購入するときは、通学証明書の呈示が必要です。通学証明書は学生支援課で発行していますので、必要なときは学生支援課窓口で申し込んでください。また、富山地方鉄道のバスや鉄道の定期券を購入するときは、学生証を呈示することで購入できます。

◆◆ アルバイト

アルバイトをするときは、本学の学生であるという自覚をもって行動し、学業の妨げにならないようにしてください。

アルバイト求人票は、学生掲示板に掲示しますので、直接求人先へ申し込んでください。

<アルバイトをするうえでの注意>

- ・危険をとまなうもの、健康を害するもの、深夜におよぶもの、風俗営業などは、禁止します。

◆◆ 盗難・遺失物・拾得物

貴重品の管理は各自で行ってください。万一盗難にあった場合は、現場をできるだけそのままに保存し、速やかに学生支援課へ届け出てください。また、遺失物・拾得物は、学生支援課または各学科事務室へ届けてください。拾得物は3か月保管し、該当者がいない場合は処分します。持ち主の特定できる拾得物については、学生支援課または各事務室より連絡いたしますので、なるべく持ち物に氏名を書くようにしてください。

◆◆ 学内美化運動

学生会が中心となって、年に2～3回学内の美化運動を実施しています。学生生活をより良く過ごすためにお互いマナーを守り節度ある生活を心がけましょう。

◆◆ トミタンアワー

トミタンアワーとは、学生会活動、クラブ・サークル等の課外活動の活性化を促進するために設定した、学生と教職員が学科、学年を問わずに同時に活動できるコアタイムです。平成26年度からスタートし、火曜日の5限に設定しています。

さまざまな活動を通して、充実した学生生活を過ごすことを期待しています。

◆◆ オフィスアワー

本学では、予約なしに教員に質問等ができる「オフィスアワー」を平成25年度後期から実施しています。(オフィスアワー以外の時間も教員の都合がよければ、随時対応しています。)

学生には、掲示板で周知をしています。

専任教員は個人ごとに授業のない時間等にオフィスアワーを設定しており、その時間であれば学生は、予約なしに研究室を訪ねることが出来ます。

非常勤講師には授業終了後に質問をるように、学生に周知しています。

◆◆ 大学の危機管理について

「災害は忘れたころにやってくる」と言われますが、災害はある日突然に私たちをおそってきます。近年、頻繁に発生している地震や火災による建物崩壊、台風時高潮による家屋の浸水、洪水、崖崩れなどを引き起こし、一瞬にして多くの財産や生命を奪ってしまいます。

このような災害に備えて、予防対策や起きたときの対策を日頃から考えておくことが大切です。学内で発生するおそれのある危機は、地震や風水害などの自然災害にとまりません。

火災・爆発・学内施設への不審者侵入による殺傷事件、重篤な感染症・集団食中毒などのようにきわめて多岐に及んでいます。普段から危機の把握と発生防止、いざという時に対する事前準備に努め、危機発生時は教職員の指示にしたがって迅速かつ的確に対応をしてください。

大学構内で災害が発生した場合の避難場所はグラウンドです

日頃から心がけること

防火、防災意識を持つ。

火気の元栓、電源、消化器、消火栓の位置を確認しておく。

避難路になる廊下や階段に物品を置かないようにする。

周辺の建物、危険物等の地理的環境を把握しておく。

避難路、非常口、避難場所の位置を確認しておく。

危険物、可燃物を常に整理整頓して保管しておく。

路上など駐車禁止区域での駐車をしない。

◆◆ ハラスメント

(1) ハラスメント防止への取り組み

本学では、異性間、同性間の別なく一人ひとりの個性を尊重し、信頼関係を築きつつ品位のある健全な教育研究、修学およびその他の諸活動を行うことができる環境づくりに取り組んでいます。ハラスメント防止については、「ハラスメント防止対策委員会」が、被害者の救済および問題解決にあたる体制を整えています。

(2) ハラスメントとは

ハラスメントは不利益や不快を与える人権侵害の言動で、「セクシャルハラスメント」「アカデミックハラスメント」「パワーハラスメント」などがあります。

・「セクシャルハラスメント」とは、相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は就業環境を悪化させることをいう。

・「アカデミックハラスメント」とは、教育・研究の場における地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の学習・研究意欲を低下させ、又は学習・研究環境を悪化させることをいう。

・「パワーハラスメント」とは、職場における地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又

は待遇により、相手方の就労意欲を低下させ、又は労働環境を悪化させることをいう。

- ・「その他のハラスメント」とは、前各項以外の不適切な言動であって、相手方に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

(3) 相談窓口など

学生の皆さんが、ハラスメントがあったと感じた場合は、次のような行動を取りましょう。

自分の意思を伝えましょう。

相手に対して、言葉と態度ではっきりと「こういうことは不快である」ことを伝えましょう。

一人で悩まないで相談しましょう。

すぐに周囲の人、信頼できる教職員や学生相談室に話して助けてもらいましょう。「意見箱」に投書できます。「意見箱」は、G館ロビーに設置されています。

記録や証言があれば取っておきましょう。

証言をしてくれそうな人がいる場合は、証言を頼んでおきましょう。「いつ、どこで、だれから、どのようなことをされたか」などを記録しておきましょう。手紙やメールなどがあれば保存しましょう。

意見の尊重とプライバシーの保護

ハラスメントの相談では、被害者の保護が第一に重んじられます。話を聞いてもらうだけでよい、という場合でも相談や問題解決に関わった教職員には守秘義務があり、プライバシーは保護されますので、安心して相談してください。

相談窓口

富山短期大学 学生支援課(TEL 076-436-5457)
学級担任、学科長、学生相談室G・103室(木曜日午後)及び健康支援センター、学生支援課

◆◆ 飲酒について

20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。周囲に勧められたとしても、20歳になるまではきっぱりと断りましょう。急性アルコール中毒を引き起こす無茶な飲酒は、危険な行為なので絶対にやめましょう。また、飲酒をすすめたり、強要することもやめましょう。飲酒は同席した人には制止する義務があり放置できません。

◆◆ 喫煙について

20歳未満の喫煙は法律で禁止されています。喫煙は絶対に止めましょう。また、自分だけではなく、副流煙によって周囲の人たちに健康被害を与える受動喫煙の問題もあります。喫煙は所定の喫煙所のみ可能です。

◆◆ SNS(Twitter、Facebook、LINE等)への登校について

ソーシャルメディアは、多くの情報を得られる等有益なものもありますが、安易な発信や投稿した内容が意図しない形で拡散され、本人だけでなく家族、学校、社会全体に多大な影響を与えることがあります。一人ひとりが自覚を持ち、正しく利用をしましょう。

◆◆ 薬物乱用の防止について

大麻を含めた麻薬や覚せい剤などの薬物の使用は、法律で厳しく禁止されており、重い罰を受けます。薬物を乱用すると中毒になり、脳をおかされて、心や身体に危害を及ぼし、一度しかない人生が取り返しのつかないものとなります。

また、これまで築き上げてきた友人や家族との関係をも崩壊させ、みなさんの貴重な学生生活が台なしになります。

本学の学生のみなさんは、薬物の恐ろしさをしっかりと認識し、誘惑には気をつけるとともに、誘われても断る勇気を持ってください。

◆◆ 商業勧誘・政治活動・宗教活動

学生は、学内において、商業勧誘、政治活動、特定の宗教活動を行ってはいけません。

もし、みなさんが他の学生から以下に例示するような行為を受けた時には、すみやかに担任に報告してください。

例：商業行為、契約の勧誘・強要、集会への参加勧誘、入信の勧誘など。

◆◆ 悪質な詐欺に注意

振り込め詐欺（「架空請求詐欺」、「不当請求」、「母さん助けて詐欺」等）による不審な電話や文書には、担任または学生支援課へ届け出てください。また日頃から家族と話し合いを持ち、被害に遭わないよう厳重に注意してください。

◆◆ 学生意見箱

富山短期大学の学生が学生生活を送るうえで生じた富山短期大学への意見・要望をくみ取るため「学生意見箱」をG館ロビーに設置しています。

学生による投書は、以下に定める方法により行うものとしています。

1. 指定用紙に氏名、学籍番号を明記し、意見箱により投書すること。
2. 指定用紙は学内ウェブサイト（<http://localwww.toyama-c.ac.jp/>）からもダウンロードできる。

◆◆ 学生ホール(食堂・売店)

学生ホールはみなさんのための憩いの空間です。

1. 食堂

メニューはバラエティーに富み、学生が利用しやすい価格となっています。

2. 売店

ホール奥に「生活探家 富山国際学園店」があります。文具、雑貨、日用品、本学指定履歴書を販売しています。



売店



食堂

3. 営業時間

食堂 月～金 11時00分～13時30分

売店 月～金 8時30分～17時30分

時期によっては短縮営業となることがあります。

◆◆ ロッカー・更衣室

1. ロッカー

本学では全学生に個人用のロッカーを貸与しています。

新入生は入学式終了後担任から、ロッカー番号の名札が付いている鍵を渡しますので、卒業時まで責任をもって管理してください。なお、故障や鍵の紛失等は速やかに学生支援課まで届け出てください。

2. 更衣室・シャワー室について

G館1階に完備しており9時～20時まで使用可能です。なお、使用の際は下記の注意事項を徹底してください。

- ・貴重品の持ち込みや飲食行為はしないこと。
- ・節水・節電に努め、使用後は室内を清潔に保つよう心掛けること。
- ・タオルや石鹸・シャンプー等シャワー室に必要なものは利用者自身で用意し、シャワー室に放置しないこと。
- ・運動場等屋外の活動後、泥だらけのまま使用しないこと。
- ・毛染めや脱色はしないこと。
- ・使用後は必ずゴミ等は持ち帰ること。

◆◆ 学内施設・設備の使用

課外自主活動で下記施設・設備を使用する場合は、「施設設備使用許可願」を学生支援課へ提出して許可を受けてください。

- ・教室・体育館・グラウンド・テニスコート・合宿研修室(茶室)

◆◆ 図書館

開館時間	8:30～19:00 ただし、9月と3月の授業のない日は17:00まで。
休館日	土曜日、日曜日、祝祭日、開学記念日(10/1)、12/28～翌年1/4、夏季・冬季休業中の開館・休館については、その都度お知らせします。
館内利用	図書や雑誌・新聞は、館内で自由に閲覧できます。
館外利用	図書や雑誌を図書館外で閲覧したいときは、貸出手続きをしてください。
貸出手続	借りたい図書に学生証を添えて、カウンターに提出してください。
貸出冊数、期間	5冊、2週間借りられます。



閲覧室

健康管理

G館ホール棟グラウンド側出入口そばに保健室があり、看護師が在室しています。健康支援センターでは、定期健康診断に始まる健康管理、健康相談や健康教育を主な業務として、学生のみなさんが心身ともに健康で充実した学生生活を送ることができるよう支援しています。

1. 定期健康診断

学校保健安全法に基づき、4月に学生全員の健康診断を行います。健康診断の内容は、胸部レントゲン撮影・身体測定・内科検診・検尿と血液検査(1年) 血圧測定(2年)です。身体の異常を早期発見し、早期治療につなげる目的があります。また、自分の健康に関するデータの把握を習慣づけ、健康を心がけた生活を送ることは学生の間だけでなく生涯にわたり大切なことです。異常、病気が発見された場合、学校医の診察後、指導を受けるか専門医を受診します。

2. 健康相談、カウンセリング

学校医による健康相談

学校医による相談日を設けています。心身の不調をはじめ健康上気になることがあれば、気軽に相談してください。学校医に相談したいことがあれば、健康支援センターにお知らせください。相談日については掲示板でお知らせします。

日常の一般健康相談

身体の異常に気づいたり、精神的に不安になったり、落ち込んだりした場合は、いつでも健康支援センターに来室してください。一緒に考え、解決の糸口を見つけるお手伝いをします。

スクールカウンセラーによるカウンセリング、学生相談

身体の健康と同様に心の健康は大切です。みなさんが相談したい時に相談ができるよう学生相談室があります。スクールカウンセラーが定期的に来校しており、ゆっくりと話を聞いてもらうことができます。新しい環境への戸惑い、学業が難しく感じる、家庭での悩み、友人関係の悩みなど、ちょっとした悩みでも話すと楽になることがあります。自分の心の状態を客観的に考える機会として利用してください。相談した内容については、カウンセラーが守秘いたします。相談の予約は、健康支援センターへ来室またはメールで申し込んでください。相談日は掲示板でお知らせします。(メールアドレス soudan@toyama-cac.jp)

3. 応急処置等

学内での急病やケガに対して、常時応急処置を行っています。必要に応じて関係医療機関と連絡をとり、適切な治療が受けられるよう対処しています。また、体調のすぐれない時はベッドやソファで休養ができます。気軽に来室してください。

4. 健康診断証明書の発行

学外実習・就職活動・アルバイト・奨学金申請書等で健康診断証明書が必要な場合は、定期健康診断の結果に基づいて健康支援センターが発行します。4月に行われる定期健康診断を全項目受けていないと発行できませんので、注意してください。

5. AED(自動体外式除細動器)について

以下の7か所に設置をしています。

- ・ A 館1階産業医室の斜め前の壁面
- ・ A 館3階経営情報学科事務室そば
- ・ D 館2階健康福祉学科事務室前
- ・ E 館2階幼児教育学科扉横の壁面
- ・ E 館7階幼児教育学科扉横の壁面
- ・ F 館2階食物栄養学科ラウンジ
- ・ G 館1階入口学生ホール側柱壁面

大きなケガや急病は突然起こります。救急手当(救急蘇生法)が必要な事態に遭ったときには、一刻も早い手当が必要で、健康支援センター、教職員にすぐ連絡してください。

6. その他

親元を離れて就学している学生は、「被保険者証」など自分用の保険証の交付を受け、所持しておいてください。

学生教育研究災害傷害保険(学研災)及び通学中等特約、感染特約について

この保険は、大学で学ぶ学生の正課及び課外活動中等における災害や事故、ケガを補償する保険です。本学の学生は、通学中等特約も含めて下記の表のとおり、全学生が入学時より加入しています。通学途中の事故やケガについても適用されます。

また、病院や介護施設で実習をする学科は、実習中に感染症の病原体に接触した際の接触感染予防保険金支払特約にも加入しています。

授業中、実習中、通学中などでケガがあった場合、通院日数により保険の対象となります。

ケガ、事故等が発生した場合は、すみやかに健康支援センターに連絡してください。

詳細は入学時に配布される「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照してください。

学科・専攻科	保険期間	保 険 料			
		学 研 災	通学中等特約	感 染 特 約	合 計
食物栄養学科	2年間	1,000円	400円	40円	1,440円
幼児教育学科					1,400円
経営情報学科					1,400円
健康福祉学科				40円	1,440円
専攻科食物栄養専攻				40円	1,440円

(入学時に一括納入)

学研災付帯賠償責任保険(学研賠)

この保険は、学校管理下の学生の賠償事故について、一部の活動を除き、広く学生の賠償事故を補償する制度です。

本学では、下記の学科の全学生が加入することになっています。

学 科 ・ 専 攻 科	年 間 保 険 料	補償の対象活動
食物栄養学科 幼児教育学科 経営情報学科 健康福祉学科 専攻科食物栄養専攻	340円 (学校が負担)	インターンシップ 介護体験活動 教育実習、保育実習 ボランティア活動 その他学校管理下の活動 ・ 正課、実験・実習中 ・ 学校行事中

◀◀ 学研災付帯賠償責任保険(学研賠)

この保険は、学校管理下の学生の賠償事故について、一部の活動を除き、広く学生の賠償事故を補償する制度です。

本学では、下記の学科の全学生が加入することになっています。

学 科・専攻科	年 間 保 険 料	補償の対象活動
食 物 栄 養 学 科 幼 児 教 育 学 科 経 営 情 報 学 科 健 康 福 祉 学 科 専 攻 科 食 物 栄 養 専 攻	340 円 (学校が負担)	インターンシップ 介護体験活動 教育実習、保育実習 ボランティア活動 その他学校管理下の活動 ・ 正課、実験・実習中 ・ 学校行事中